

平成 22 年 9 月 27 日

環境大臣
松本 龍 様

社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
会長 愛知 和男

平成 23 年度税制改正に関する要望

日頃より、国家の基本財産である豊かな自然や歴史的な環境等の保全にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

ナショナル・トラスト活動は、市民や企業から寄附を募り、自然の豊かな土地や歴史的な建造物等を買取りまたは寄贈を受けることにより、すべての国民のために永遠に守り継いでいく活動です。特に、トラスト地として保全される自然地は、気候調整や洪水防御、食糧や医薬品等に供される遺伝子資源の産出、レクリエーションや観光といった精神的・文化的な利益などの多様な生態系サービスを提供する国の資産です。

現在の財政状況下において、自然環境や生物多様性の保全を進めるには、行政機関による公有地化や保護区の設定を進めると同時に、民間のナショナル・トラスト活動の積極的な推進が非常に重要となってきます。このことは、平成 20 年 6 月に制定された「生物多様性基本法」(第 21 条第 3 項)や、平成 22 年 6 月に閣議了解された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法制度概要」(第 12 の 1)において、生物多様性の保全のためにも、ナショナル・トラスト活動等の民間活動を一層推進することが重要であると記されている点からも明らかです。

一方、ナショナル・トラスト活動を取り巻く税制度等については、資産の取得、維持に関する支援措置が十分に整えられてはならず、トラスト活動の持続的な推進を阻んでいます。生物多様性基本法においては、その推進のために税制の優遇措置等の必要な措置を講ずることを国に求めており(第 8 条、第 21 条第 3 項)、来月に迫った生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)の開催は、地球温暖化への対策や生物多様性の保全に対する、国民の関心を高め、具体的な施策を展開していくことに国内外からの注目が集まります。

以上のことから、我が国におけるナショナル・トラスト活動をより一層推進し、かけがえのない自然及び生態系、歴史的、文化的資産を将来世代へと手渡していくための制度を整えるため、次の 2 点を要望します。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL: 03-5979-8031 FAX: 03-5979-8032

1. ナショナル・トラスト活動を目的とする土地の譲渡所得税の非課税措置について

近年、個人が自然環境や生物多様性の保全を目的に、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体に所有している自然地を寄贈したいというニーズが高まっています。しかし、現行の税制においては、このような公益目的の寄附であっても、時価による譲渡が行われたものとみなし、譲渡益に対し課税する「みなし譲渡課税」の制度が適用されます。この点について、租税特別措置法第 40 条では、公益を目的とする事業を行う法人への財産の贈与、遺贈については、国税庁長官の承認が得られた場合については非課税とする制度が整えられています。しかし、寄附の時点では非課税となるかの判断がつかず、また、ナショナル・トラスト活動をその非課税措置の対象とする公益活動とみなすか否かについての判断も明確ではなく、ナショナル・トラスト活動を推進する立場からは、時代のニーズに合致しない、大変活用しにくい制度となっているのが現状です。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性を鑑み、ナショナル・トラスト活動団体に譲渡した際の譲渡所得税を非課税とすることを強く要望します。

2. ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する不動産取得税、固定資産税の非課税措置について

現行の税制においては、ナショナル・トラスト活動による土地に対する不動産取得税、固定資産税については、非課税規程適用（地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 7 号及び第 348 条第 2 項第 12 号）の申請を行っています。審査の結果、非課税となることもありますが、その判断は地方公共団体次第であり、ナショナル・トラスト活動の公益性に対する地方公共団体ごとの認識の差異により、非課税措置が講ぜられない場合もあります。この点について、全国の活動団体から、税負担の公平性の欠如や、安定性のあるナショナル・トラスト活動を続け、またさらに発展させていく上での大きな課題であるとの声が多々寄せられており、非課税措置の創設を強く要望します。

以上

生物多様性基本法

第 8 条

(法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第 21 条第 3 項

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する
法制度概要

第 12 の 1

第十二 生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等

一 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

地方税法

第 73 条の 4 第 1 項第 7 号

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

七 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する不動産

第 348 条第 2 項第 12 号

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

十二 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの